

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第卷十五第

月三年五十和昭

論叢

勢力加速度の法則……………文學博士 高田保馬

日本經濟理論に於ける主體性の發展……………經濟學博士 石川興二

時論

地方稅制の改革を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

研究

ナチス住宅政策の原理……………經濟學士 中川與之助

金史食貨志に見はれたる貨幣思想……………經濟學士 穗積文雄

貨幣の資本的考察……………經濟學士 中谷實

說苑

北支に於ける人口の分布と變動……………經濟學士 菊田太郎

農業に於ける保險と信用の問題……………經濟學士 西藤雅夫

パウル・アルント・日本に於ける低勞賃……………經濟學士 青山秀夫

附錄

彙報

外國雜誌論題

金史食貨志に見られたる貨幣思想

穂積文雄

私は本稿に於て金史食貨志に就いて貨幣思想を何はうと思ふのであるが、いま金史食貨志を讀むと金の貨幣の中心は銅錢（以下略して單に錢と云ふ）に在るものゝ如くであるから、私はそれを先づ錢に於いて成り立つ貨幣思想から始める。

然らばそれは如何に成り立つか。思ふに凡そ事物は、それがあたりまへに在る場合には人の注意を引くことなく、従て人はそれに就いて考へないからそれに關する思想も成り立たぬ、或る事物が人の注意を引き、従て人がそれに就いて考へ、そこでそれに關する思想が成り立つのは、よかれ、あしかれ、それがあたりまへでない場合即常態を逸脱する場合であると云へるのではあるまいか。少くとも金史食貨志に就いて貨幣思想を何ふ時私はそのことを認めざるを得ぬ。そしてそれは錢に就いてもそうである。蓋し金に在りて錢に關する思想が成り立つのは私の見るところによればその流通量が不足して所謂金融梗塞の現象が現はれる時に始まる。即錢に關する思想は先づ錢の流通量の不足の原因に關する判断に於て成り立つ。然らばそれは如何に成り立つかと云へばそれは必ずしも一樣ではない。

それは或は錢の素材たる銅の不足に歸せられる。吾々はそれを例へば次の記述より推察することができよう。曰く、『十二年(大定)正月。以銅少。命尙書省。遣使諸路。規措銅貨。』そして何故に銅が少くてその爲に錢の減少を來すかと云へば或は銅が外へ持ち出されるからと考へられた様である。吾々はそれを例へば金に於て『始議鼓鑄』せられたる正隆二年の冬十月に既に、『初禁銅越外界。懸罪賞格。括民間銅鑰器。陝西南京者輸京兆。他路悉輸中都。』とあるにより知ることができると思ふ。或は又切角銅で錢を鑄造してもそれを銷溶して他の銅器を作るからとせられる。例へば『八年(大定)民有犯銅禁者。上曰。銷錢作銅。舊有禁令。然民間猶有鑄鏡者。非銷錢而何。遂併禁之。』『十一年二月(大定)禁私鑄銅鏡。舊有銅器悉送官。給其直之半。惟神佛像鐘磬鈸腰束帶魚袋之屬則存之。』とあるが如きがそれである。

次には幸銷錢は防けてもその錢が退藏せられて流通界に姿を現はさぬからであるとする見方もある。そしてこれには官に於いて退藏せられるとする場合もあれば民間に於て退藏せられるとする場合もある。吾々はそれを例へば次の記述に於て見る事ができよう。曰く、『十年(大定)上諭戶部臣曰。官錢積而不散。則民間錢重。貿易必艱。宜令市金銀及諸物。其諸路酷權之貨。亦令以物平折輸之。』『上責戶部官曰。先以官錢率多。恐民間不得流通。令諸處貿易金銀絲帛。以圖流轉。』或は『民間錢固已艱得。若盡歸京師。民益艱得矣。』『上謂宰臣曰。今者外路見錢。其數甚多。聞有六千餘萬貫。皆在僻處積貯。既不流散。公私無益。與無等爾。今中都歲費三百萬貫。支用不繼。若致之京師。不過少有輓運之費。縱所費多。亦惟散在民爾。』或は曰く、『五年(明昌)三月。宰臣奏。民間錢所以艱得。以官豪家多積故也。在唐元和間。嘗限富家錢過五千者死。王公重貶沒人。以五之一賞告者。上令參酌

定制。令官民之家。以品從物力。限見錢多不過二萬貫。猛安謀克則以牛具爲差。不得過萬貫。凡有所餘。盡令易諸物收貯之。有能告數外留錢者。奴婢免爲良。傭者出離。以十之一爲賞。餘皆沒入。』

然らば人が何故に錢の流通量の減少に注意を引かれるかと云へば、勿論錢の流通量の減少と云ふ客觀的事實の存在が人の注意を喚起する原因であることは否むべからざるところでなければならぬが、然したとへ客觀的事實が存在するもそれが人々の利害に關係がない時は餘り人の注意を引かぬ筈であると思ふ。たとへ何時の世にも絶無ではない閑人があつてその客觀的事實を識認してもそれが人々の利害に關係がなければ人々はそれに就いて思索したり、論議したりすることはないと云つてもよからう。然らば錢の流通量が減少したと云ふ客觀的事實が人々の注意を引き、そして人々がこれに就いて前掲の如くその原因を探ぐり、また後掲の如くその對策を練ると云ふのは實にそれが人々の利害に關係すること極めて密接であるからでなければならぬ。然らばそれは如何にそうであるかと云へば、錢の流通量が減少すると交易が圓滑を欠き、錢價が高くなる。そして當時の人々がこれを通じて始めて貨幣の流通量の減少と云ふ客觀的事實を識認するに至つたことは、先に引いた次の句によりてこれを理解することができるであらう。曰く、『官錢積而不散。則民間錢重。貿易必艱。』そしてこの場合、錢の流通量が減少すれば錢價騰貴すると云ふ見解は、即今日の所謂貨幣數量説に外ならぬ。要するに當時の人々は交易に當り、その不便を感じて交易手段たる錢の不足缺乏に注意を引かれ、そして貨幣價值の騰貴の苦痛を味つてそれが錢の減少に因ることの理解に到達したものである。そしてそれらの過程に於て貨幣に就いて種々考へさせられて通貨流通量の減退の原因を考へたり、又は今日の所謂貨幣數量説の思想に到達せるものである。

そしてかく交易の困難、貨幣價値の騰貴によりて不便を感じ苦痛を蒙り、従てその原因を探究して上述の如くそれを突きとめれば、次にはその原因を克服し解消することによりて、その不便苦痛を除去せむとするに至ることとは當然である。實際、彼等にとりてはそれこそが問題であり、關心事であるのであつて、例へば、われ／＼にとりて至大の興味を覚えしむる貨幣數量説の如きも彼等にとりてはそれ程でないこと、あだかも今日吾々が絶大の尊敬を惜しまぬ二項定理がニュートンに在りては單なる計算の便法に過ぎなかつたと傳へらるゝのと似たものがあるのではあるまいか。然らばこれらの原因を克服解消する方策に於て展開せられる彼等の思想は如何なるものであらうか。われ／＼は次にそれを眺めるであらう。

貨幣の流通量の減少に對する方策は、その原因を如何に見るかによりて制約せられねばならぬ。だからその方策に於て展開せられる思想は前述のそれ／＼の原因と照應しつゝ追求せられねばならぬ。

先づ、錢の流通量の減少の因をその素材たる銅の不足に歸する場合には、その對策は當然銅の増産にあるべきであるが、吾々はそれを次の句に於て見出すことができる。曰く、『能指坑冶、得實者賞、上與宰臣議鼓鑄之術。宰臣曰。有言所在有金銀坑冶皆可採以鑄錢。臣竊謂工費過於所得數倍。恐不可行。上曰。金銀山澤之利當以與民。惟錢不當私鑄。今國家財用豐盈。若流布四方。與在官何異。所費雖多。俱在民間。而新錢日增爾。其遣能吏。經營之。』かくて、『遣使分路訪察銅鑛苗脉。』と云ふことにもなるが、然しそれでも或は『有銅鑛之地。雖曰官運。其願直不足。則令民共償。乞與本州司縣均爲差配』に至り、『遂命甄官署丞丁用楫。往審其利病。』るや、『所運銅鑛。民以物力科差濟之。非所願也。其願直既低。又有剝剝之弊。而相視苗脉工匠。妄指人之垣屋及寺觀。』

謂當開採。因以取賄。』と云ふが如き弊害があらはれたり、或は、『又隨冶夫匠。日辦淨銅四兩。多不及數。復銷銅器及舊錢送官。以足之。』と云ふが如く銅の増産と云ふ根本策の實を結ばぬ結果となり、かくて例へば、阜通、利用の兩監の如き『歲鑄錢十四萬餘貫。而歲所費乃至八十餘萬貫。病民而多費。未見其利便也。』と云ひ、又は、太府監梁璋等の如く『鑄錢甚費。率費十錢可得一錢。識者謂。費雖多猶增一錢也』と云ひ、大定十五年十一月上の言に、『或言鑄錢無益。所得不償所費。』とある所以である。然し上はこれに對して、『朕謂不然。天下如一家。何公私之間。公家之費。私家得之。但新幣日增。公私俱便也。』と謂はれる。そしてそれは先の太府監、梁璋等の言葉と共に支那の青砥藤綱の言葉と思はしめるものがあるやうに思ふ。或は又、銅の増産を望むあまりに、『以夫匠逾天山北界外採銅』のに對しては監察御史李炳は、『頃聞。有司奏。在官銅數可支十年。若復得歲令大匠過界遠採。不惟多費。復恐或生邊釁。若支用將盡之日。止可於界內採煉』と云ふて居り上もこの言を是なりとして遂に『不許出界』とせられてゐる。

次に銅が少いからと云ふ場合、それが他處へ持ち行かれるからであると云ふに對しては、云ふまでもなく先に引用せる句でもわかる通り『禁銅越外界』じ、そしてそれを『懸罪賞格』し、又その原因を銷錢に於て見出す場合には、『禁私鑄銅鏡』となるがたゞ徒らに力で禁しても效なきを知れば、『減賣鏡價防私鑄銷錢』となる。又承安三年正月の省奏によれば、『若許見錢越境。雖非銷毀。即與銷毀無異。』となし、遂に『立制以錢與外方人使及與交易者。徒五年。三斤以上死。駟僧同罪。捕告人之賞。官先爲代給錢五百貫。其逮及與接引館伴先排通引書表等。以次座罪。』とする。或は又中丞孟鑄の如く『銷錢作銅。及盜用出境者不止。宜罪其官及鄰』と謂ふ者もある。そ

してかくて銅が確保せられても、それが錢に鑄造せられねば意味がない。そこで、『括民間銅鑄器。陝西南京者。輸京兆。他路悉輸中都。』或は『舊有銅器悉送官』と云ふことになる。或は又、宰臣をして『鼓鑄未可速行。其銅治聽民煎煉。官爲買之。凡寺觀不及十人。不許畜法器。民間鑄銅器。期以兩月送官給價。匿者以私法坐限。外人告者。以知而不糾坐其官。寺觀許董行。告者賞。』し、『俟銅多別具以聞。八月定從便易錢法。聽人輸納於京師。』と云ふこととなる。

それから錢流通量の減少の原因を貨幣の退藏に於て見る場合には、その對策はそれを流散せしむるに在ると、先に引用せる句によりて明なるところであるが、さらに、左丞石琚が『臣聞天子之富藏在天下。錢貨如泉。正欲流通。』と云ひ、或は又、興定四年十二月、鎮南軍節度使溫迺罕思敬が上書して、『錢之爲泉也。貴流通而不可塞。積於官而不散則病民。散於民而不斂則闕用。必多寡輕重與物相權而後可。』と云へるを見る時一層明となる。然らばそれは如何にして可能であらうかと云へば、或は、大定十年十月の上諭によれば、『諸處貿易金銀絲帛。以圖流通。』とあり、又は大定十三年の命に『非屯兵之州府。以錢市易金帛。運致京師。使錢幣流通。以濟民用。』とあるが如きによりてその一斑を伺ふことができよう。

かくて上述の如く、錢の流通量の減少は人をしてその原因を追求せしめ、その原因を克服解消する線に沿ひて諸々の對策を考究せしむるとともに、さらにそれらの對策をめぐりて又新なる思案が導き出され、かくて幾多の貨幣に關する思想の展開を見ることになるが、しかもそれらによりてなほその弊が除去せられ難い場合、こゝにさらに別の方策が考慮されることになる。そしてそれを私は、自由鑄造、短錢、及び貨幣の質的擴大とでも呼ぶ

べきものに於て見出す。それで次にそれらを伺ふこととする。

先づ自由鑄造の思想に就いては、大定十二年、上『惟錢不當私鑄』と斷じて自由鑄造を否定せられ、又、左丞石瑠に『古亦有民自鑄錢者乎』と下問せられたるに對して石瑠も『民若自鑄。則小人圖利。錢益薄惡。此古所以禁也。』と云つて之を排撃してぬるを見るが、興定四年、鎮南軍節度使、溫迪罕思敬は上書して、『許民自採銅鑄錢、而官製模範。薄惡不如法者。令民不得用。則錢必日多』と通貨増量の爲にこれをむしろ謳歌するを見る。

次に短錢とは、『時（大定二十年頃）民間以八十爲陌。謂之短錢。』とあるによりて明なるが如く、錢八十を以て百に代へるものであるから、それが貨幣流通量の不足や減少に基因するものであることは否まれざるべく、從てそれは貨幣流通量減少に對する方策であると云へる。そしてそれに對して『官用足陌。謂之長錢。』ひ、從て、上は宰臣を責めて『如此小事。朕豈能悉知。卿等何爲不察也』と謂つて居られるけれども、結局、大名男子韓魯補が上言して『官私所用錢皆當以八十爲陌』と謂ひて、それが定制となつてしまつてゐる。

最後の貨幣の質的擴大とも呼ぶべきものと云ふのは、銅錢を本體と看、そして銅錢の素材たる銅が不足して錢の流通量を充分ならしむることができぬとすれば、錢の素材を銅以外にまで擴大することによりてその流通量を充分ならしめむとするを指す。然らば錢の素材は如何に擴大せられるか。吾々はそれを先づ鐵錢の使用に於て見ることが出来る。鐵錢の使用はすでに早く、大定元年に『用吏部尙書張中彥言命陝西路參用宋舊鐵錢。』とあるを見出すが此場合には『民間用錢名與鐵錢兼用。其實不爲準數』從て『公私不便』で『遂罷之』めてゐる。降りて明昌四年に參知政事胥持國が『如江南用銅錢、江北淮南用鐵錢。蓋以隔閼銅錢不令過界爾。』と云つてゐる。

然し明昌の頃には鐵錢はそれ程重大な働をして居らぬが、それは後に述べる鈔(紙幣)の出現に基因すると解せられるであらう。次に吾々はそれを銀貨の使用に於て見る。銀貨の使用は承安二年に『舊例銀每錠五十兩。其直百貫。民間或有截鑿之者。其價亦隨低昂。遂改鑄銀。名承安寶貨。一兩至十兩分五等。每兩折錢二貫。公私同見錢用。仍定銷鑄及接受稽留罪賞格。』とあるに於て見ることが出来る。但し承安四年頃『私鑄承安寶貨者。多雜以銅錫。寔不能行。京師閉肆。』に至つてゐるが、承安五年には『鑄寶貨與錢兼用。』しもしたが、『遂罷承安寶貨。』に至るを見る。然し後興定四年十二月、鎮南軍節度使、溫迪罕思敬の上書に、『會不知錢少之弊也。臣謂宜令民鑄錢……亦聽輸銀。民因以銀鑄錢爲數等。文曰興定元寶。定直以備軍賞。亦救弊之一法也。』と進言してゐるが朝廷の従ふ所とならなかつたのを見る。然し元光二年になると『民但以銀論價』じ、正大年間には『民間但以銀市易』するに至るを見る。更に甚しきは鐵銀以外の諸物に及ぶ場合すらある。そしてそれは金史食貨志の次の句に於て見られる。曰く『如陝西市易亦有用銀布蕒麻。』

そして最後に貨幣の素材が紙に及ぶ時そこに紙幣たる鈔の出現を見るに至るのであるが、然しながら鈔に關する思想は金史食貨志に於ては極めて大きな意義を有するが故に次に節を改めて伺ふこととする。

二

金に於て鈔が出現するのは錢がその素材獲得の困難によりてその數量を制約拘束せられるからであることは金史食貨志に『行鈔引法……蓋亦以銅少權制之法也。』とあるによつて明であるが、また凡そ鈔がその使用に輕便である點にその存在理由を有するからでもあることは同じく金史食貨志に、『有司言。交鈔舊同見錢。商旅利於

致遠。往往以錢買鈔。蓋公私俱便之。事豈可罷去。」或は又、『但徵寶券通寶名曰桑皮故紙錢。謂可以免民輸挽之勞。而省工物之費也。』とあるによりて知るを得るであらう。

かくて金に於ける鈔の出現は、錢の流通量の減少に對する方策として理解せられるが、同時に又それに於て錢に於ける不便を克服すると云ふ思想の存在を否定すべからざるを知る。そしてわれわれは錢に於ては貨幣思想はその數量の減少を通じて展開するを見たのであるが、鈔に於てはその數量の増加を通じて思想が展開して行くを見る。蓋し紙幣はこれを得るに鑄貨に於けるが如く、その素材による拘束制約を蒙らぬから必要に應じていくらでも發行することができ、そこでいきほひ増發に流れ易い、殊に金の如く元と宋の間に狹まれて兵馬連りて解けず、軍費の負擔少からざるべきそれは怪しむを要せぬが、そうすると鈔の信用の失墜と、その價值の下落を隨伴し、やがてその流通の壅滯を招來し、從て、これらの事象を認識し、それに對する方策が考慮せられそこに、鈔に對する思想の展開發展を見ることとなるからである。

金に於て一度鈔が採用されるや何時も濫發に陥り勝ちであることは、例へば『國虛民貧。經用不足。專以交鈔。愚百姓。』或は、『軍興以來。用度不貲。惟賴寶券。』『自多故以來。全籍交鈔以助軍需。然所入不及所出。則其價浸減。』『宰臣曰。軍興以來。全賴交鈔佐用。』とあるによりてこれを伺ふを得べく、そしてその結果信用を失墜し價值が下落し流通が壅滯することは事例枚擧に追がないが、試にその二三を拾へば即曰く、『國家調度。皆資寶券。行才數月。又壅滯。』『寶券多出民不貴之。』『交鈔之輕。幾於不能市易矣。』

そして鈔が濫發せられてその價值が下落すると見るところにまた貨幣數量説を見ることは改めて説くまでもな

いところであるが、然らばかく紙幣が壅滞する時、これを克服するところに生ずる貨幣思想は如何にあるか。私
はこれからそれを追跡し行くであらう。

先づ鈔が壅滞するの弊を除去克服するには役人をして鈔の流通する様に努力せしむべしとする皮相な見解があ
る。例へば、『定制按察司。以鈔法流通爲稱職。』『縣官能奉行流通者。升除。否者。降罰。』又は、『以京師鈔滯
……新制按察司及州縣官。例以鈔通滯爲陞降。』或は『縣官能使民流通者。進官一階。陞職一等。其或姑息以致
壅滯。則亦追降的。決爲差。州府官以所屬司縣定罪賞。命監察御史。及諸路行部官察之。定撓法失科擧法。失擧
則御史降決。行部官降罰。』とあるが如きがそれであるが、それ位で鈔の通滯が計られるものであるなら問題はな
い筈である。そこで次には鈔の通用を阻害する者を罰することによりてその壅滯を克服せむとするを見る。例へ
ば、『自今都市。敢有相聚論鈔法難行者。許人捕告。賞錢三百貫。』とあるが如き、或は『集衆妄議難行者。徒二
年。告捕者。賞錢三百貫。』とあるが如き、『集衆沮法者。以違制論。』とあるが如きが即それである。

然し經濟の事は必ずしもたゞかくのごとき單純な威令だけで以て效を期し難きこと今も昔も變りはない、従て
上述の方策で足る筈はなく、更に他の方法を講ぜねばならぬことになる。然らばそれは如何にあるか。先づ鈔が
壅滯するのは交易手段が不要であるからではなくたゞ人々鈔を欲せず錢を重んずるからであるのであるから、錢
の使用を限定すればそれだけ鈔の流通を見ると考へて錢の使用を限定せむとするものがある。例へば、『民間之交
易典質。一貫以上。並用交鈔。毋得用錢。須立契者。三分之一用諸物六盤。山西遼河東。以五分之一用鈔。東部
屯田戶。以六分之一用鈔。不須立契者。惟遼東錢鈔從便。』又『時(承安三年)交鈔稍滯。命西京北京臨潢遼東等路。

一貫以上俱用銀鈔寶貨。不許用錢。一貫以下。聽民便。』とあるは即これに當ると云へよう。然し例へばこの最後の場合實際は『人多不遵』そこで又『民間鈔滯。盡以一貫。以下交鈔易錢用之。遂復減元限之數』とし、そしてそこにも矢張り同じ考へ方が見られるが、それはそう云ふ具合で餘り面白くないので、それを更に一步進めると錢の使用を禁止せよと言ふことになる。そして、それを吾々は例へば、河東宣撫使胥鼎の上言に於て見る。曰く、『今之物重。其弊在於鈔窒有出而無入也。雖院務稅增收數倍。而所納皆十貫例大鈔。此何益哉。今十貫例者。民間甚多。以無所歸。故市易多用見錢。而鈔每貫僅道一錢。會不及工墨之費。臣愚謂宜權禁見錢。』

それから鈔それ自身の通用を招來せしむるための考慮も計られることとなり、そのために財貨と鈔の交易を強制し、又は俸給や租税に鈔を用ふことが規定せられる。吾々はそれを例へば、『權鹽許用銀絹。餘市易及俸並用交鈔。其奇數以小鈔足之。應支銀絹而不足者。亦以鈔給之。』『遂令、本路權稅及諸名色錢。折交鈔。官兵俸許錢絹銀鈔各半之。若錢銀數少。即全給交鈔』孫鐸又言。民間鈔多、正宜收斂。院務稅諸名錢。可盡收鈔。秋夏稅納本色外。亦令收鈔。』とするが如きに於て見ることが出来る。

然しながら鈔は要するに錢に對する兌換券であり、錢との適度の比率を破る増發が即鈔の信用失墜その壅滯の因であることを思はゞ鈔がその支拂準備金にあたる錢と適當の比率をとるに至るまで鈔を回收して鈔の壅滯を克服せねばならぬと云ふことに想到せられねばならぬ。そして吾々はそれを例へば次の記述に於て見ることが出来る。曰く、『勅尙書省曰。民間流轉交鈔。當限其數。毋令多於見錢也。』『提刑司言所降陝西交鈔。多於見錢使民艱於流轉。』

然しながら、鈔の回收ができる位ならば始めから問題はないのであり、回收ができぬところに惱があるのである。それで鈔が増發されて、その價值下落し、信用失墜し、流通壅滯するに至れば宜しくそれを更改して新なる鈔を發行すべしとの論を見ることになる。例へば、『平章高琪奏。軍興以來。用度不貲。惟賴寶券。然所入不敷。所出是以浸輕。今千錢之券僅直數錢。隨造隨盡。工物日增。不有以救之。弊將滋甚。宜更造新券與舊券權爲子母。而兼行之。庶工物俱省。而用不乏。』又は『隴州防禦使完顏萬。及陝西行省令史惠吉。繼言券法之弊。寓請姑罷印造。以見在者流通之。若滯塞。則驗丁口之多寡。物力之高下。而徵之。吉言。券者所以救弊一時。非可通流與見錢比。必欲通之。不過多斂少支爾。然斂多則傷民。支少則用不足。二者皆不可。爲今日計。莫若更造。以貞所通寶爲名。自百至三千。等之爲十。聽各路轉運司印造。仍不得過五千貫。與舊券參用。庶乎可也。』とあるが如きは即それである。

然しながらいくら更改して新券を印造しても源濁れば未澄まず、同様の事情は同様の結果を招來するを以て單にそれだけでは百年河清を待つに等しい、だから結局鈔の濫發を慎みその流通量を適當に制限するの外ないとする議論がでて來るのは極めてあたりまへでなければならぬ。例へば、濮王守純以下、皆改を憚りて奏して居るが、その中に次の言がある。曰く、『今朝廷知支而不知收。所以錢日貴而券日輕。然則券之輕非民輕之。國家致之然也。不若量其所支復斂于民。出入循環。則彼知爲必用之物而知愛重矣。今徒患輕而即欲更造。不惟信令不行且恐新券之輕復同舊券也。』又、侍御史趙伯成も、『更造之法。陰奪民利。其弊甚於徵。』と云つてゐる。そしてそれらは何れもこの考へ方に屬するものと云へよう。

それでも實際には更造は屢々行はれてゐる。そして事實いくら鈔を更造してもそれだけでは結局駄目であることは次の議論によりてそれを知ることができる。曰く、『自泰和以來。凡更交鈔。初雖重。不數年則輕而不行。至是則愈更而愈滯矣。』或は曰く、『自多故以來。全籍交鈔以助軍需。然所入不及所出。則其價浸減。卒無法以禁。此必然之理也。近用貞祐寶券以革其弊。又慮既多。而民輕與舊鈔無異也。乃令民間市易。悉從時估。嚴立罪賞。期於必行。遂使商旅不行。四方之物不敢入。夫京師百萬之衆。日費不貲。物價寧不日貴耶。且時估月再定之。而民間價且暮不一。』或は又曰く、『以鈔法屢變。隨出而隨壞。』

錢に於ては通貨不足に陥り勝ちであり、増錢の必要の爲には或は私鑄を許しては如何と云ふ意見さへあるのにそれでも政府は造幣特權を維持して私鑄を禁じてゐるのであるから、況や鈔に於て政府がその私造を禁ずることはなほ一層嚴重でなければならぬことは容易にうなづかれる。然るに私造の利は鈔に於て一層甚しいことを須るぬ。そこで鈔に於ては私造の取締りが嚴酷を極めるのは當然である。かくて、鈔の表面に、次の如くその記載を見ることが普通となる。曰く、『偽造交鈔者。斬。告捕者。賞錢三百貫。』

それから鈔は、古くなれば摩擦破損し、または、文字が不明になるが、その場合には新らしい鈔に換へて貰ふことができるのが普通で、それは、例へば、『若歳久字文磨滅。許於所在官庫。納舊換新。』などとあるにより知り得る如くである。そしてその場合には一定の手數料をとること『納舊換新。……每貫刻工墨錢若干文』とある通りであるが、そしてそれは鈔の金額に應じて手數料を異にするを示すこと、例へば『交鈔法。凡以舊易新者。每貫取工墨錢十五文』の如き場合と、又金額に係なく鈔一枚につきいくらとすること、例へば大定二十三年に

『不拘貫例。每張收八文』と決める如き場合がある。然るにこゝにこの新舊紙幣の交換に於て勢力ある役人に舊い鈔を安く買ひとり、そしてかくて得たる鈔を更に錢に換へて利をあげると云ふ營利方法を考へるものが出て来たことが次の句により知られるのも面白い。即曰く、『民間舊鈔故暗者。乞許於所在庫易新。若官吏勢要之家。有賤買交鈔。而於院務換錢與販者。』但しかくの如きは『以違制論』せられてゐるが、また合法的に鈔の價值が地域的に相違する場合その鞘を利得することもすでに考へられてゐることは次の記述によりて明である。曰く、『寶券初行時民甚重之。但以河北陝西諸路所支既多。人遂輕之。商賈爭收入京。以市金銀。銀價昂。穀亦隨之。』そしてそれに對しては鈔の流通範圍を地方別に限定するがよいと云ふ思想が見られる。曰く、『若令寶券路各殊制。則不可復入河南金。則河南金銀賤而穀自輕。』

なほ漢王守純以下が紙幣の更改を非として上奏せるなかに『向朝廷以小鈔殊輕。權更寶券。而復禁用錢。小民淺慮。謂楮幣易壞。不若錢可久。於是得錢則珍藏。而券則亟用之。惟恐破裂而至於廢也。』とある句を見るが、吾々はそれに於て所謂『惡貨は良貨を驅逐す』と云ふグレーシアムの法則を見出すことができると云ふことはこゝに注意しておいてよいと思ふ。

三

以上私は金史食貨志を續いてそこに現はれたる貨幣思想を探ぐり、先づそれが錢の不足に於て發芽し、それが對策に於て發展する跡をたどつたのであるが、そこに展開せられる諸思想は實は殆ど何れもそれを舊唐書食貨志に於て見出すことができる。¹⁾ただ鈔に關する思想のみは金史食貨志に『初貞元間既行鈔引法……以七年爲限。納

舊易新。猶循宋張詠四川交子之法。而紓其期爾。』とあり、この張詠の四川交子之法は、唐の飛錢にその起源を有すとせられ、宋史食貨志に『會子交子之法。蓋有所取唐飛錢』とあり、そして新唐書食貨志に飛錢に就いて、『憲宗以錢少。……時商賈至京師。委錢諸道進奏院及諸軍諸使富家。以輕裝趨四方。合券乃取之。號飛錢。』とあり、舊唐書食貨志に於てはそれは『便換』と呼ばれてゐるから、新舊唐書食貨志に遡ほるが、然し、唐の飛錢は紙幣と云ふよりも寧ろ爲替手形であるとせられるから、紙幣としての鈔は宋よりの繼受とすべきであらう。勿論この場合紙幣が宋に於て發生したのには、一般紙幣生成論が適用せられ得るのであり、そして、その紙幣が金に於て繼受せられるには矢張り金に於てもその一般理論の適用せられる事情が存してゐることはこれを認めねばならぬ。そしてその限りに於ては金に於ける紙幣の成立は紙幣生成理論の實現に外ならぬ。そして今金史食貨志に於ける紙幣の思想を見るに、その成因を爲すの輕便なることとともに、錢の不足に求め、その廢因を紙幣濫發に基く壅滯に歸してゐるが、日知錄の著者は紙幣の成因を銅錢の重くて不便なるに對して紙幣の使用の輕便なる點にのみ認め、従つてその廢因を價值の大なる割合に重量の小なる銀幣の使用に歸して、『鈔法之興。因於前代未以銀爲幣。而患錢之重。乃立此法。……然宋人已嘗論之。謂無錢爲本。亦不能以空文行。今日上下皆銀。輕裝易致。而楮幣自無所用。』と云ふてゐる。この考證學の碩儒は金史食貨志を如何に讀むのであらうか。事を斷じ説を樹つることの難きをしみくと思ひながら筆を擱く。

(昭和十五年二月五日)